「証券取引法等の一部を改正する法律」及び「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関 係法律の整備等に関する法律」の施行に伴う株券等に関する業務規程の一部改正について

1. 株券等に関する業務規程(平成14年6月17日通知)

(下線部分変更)

(取扱株券等)

- 6条の2の規定に基づき機構が当該有価証券の 発行者の同意を得たものを、機構の行う保管振替 業において取り扱うものとする。
- 金融商品取引法(昭和23年法律第25 (1)号) 第2条第16項に規定する金融商品取 引所(以下「金融商品取引所」という。) に上場されている株券
- (2) 金融商品取引所に上場されている新株予約 権付社債券(新株予約権の行使に際してする 出資の目的が当該新株予約権付社債券に係る 社債であるものであって、新株予約権の行使 により交付される株式に係る株券が機構にお いて取り扱われるものに限る。以下同じ。)
- (3) 金融商品取引所に上場されていた新株予約 権付社債券(その発行者が当該新株予約権付 社債券について期限の利益を喪失している場 合又は会社法(平成17年法律第86号)第 293条第3項の規定により同条第1項各号 に掲げる当該新株予約権付社債券の効力が無 効となる場合を除く。)
- (4) 前2号に掲げる新株予約権付社債券のほ か、金融商品取引所に株券を上場している発 行者が発行する新株予約権付社債券のうち、 当該新株予約権付社債券の総額が参加者(機 構が規則に定める者に限り、参加者以外の者 を含む。以下この号において同じ。) に割り 当てられるものであって、かつ、当該参加者 が、当該新株予約権付社債に係る新株予約権 を行使し、新たに交付される株式を不特定多 数の者に売却することを目的としているもの のうち、機構が規則で定める要件をすべて満 たすもの
- (5) 金融商品取引所に上場されている投資信託 及び投資法人に関する法律(昭和26年法律 第198号) に規定する投資証券
- (6) 金融商品取引所に上場されている協同組織 金融機関の優先出資に関する法律(平成5年 法律第44号。以下「協同組織金融機関優先 出資法」という。) に規定する優先出資証券 (以下「協同組織金融機関の優先出資証券」

(取扱株券等)

第9条 機構は、次に掲げる有価証券のうち、法第 第9条 機構は、次に掲げる有価証券のうち、法第 6条の2の規定に基づき機構が当該有価証券の 発行者の同意を得たものを、機構の行う保管振替 業において取り扱うものとする。

旧

- 証券取引所に上場されている株券
- (2) 証券取引所に上場されている新株予約権付 社債券(新株予約権の行使に際してする出資 の目的が当該新株予約権付社債券に係る社債 であるものであって、新株予約権の行使によ り交付される株式に係る株券が機構において 取り扱われるものに限る。以下同じ。)
- (3) 証券取引所に上場されていた新株予約権付 社債券(その発行者が当該新株予約権付社債 券について期限の利益を喪失している場合又 は会社法(平成17年法律第86号)第29 3条第3項の規定により同条第1項各号に掲 げる当該新株予約権付社債券の効力が無効と なる場合を除く。)
- (4)前2号に掲げる新株予約権付社債券のほ か、証券取引所に株券を上場している発行者 が発行する新株予約権付社債券のうち、当該 新株予約権付社債券の総額が参加者(機構が 規則に定める者に限り、参加者以外の者を含 む。以下この号において同じ。) に割り当て られるものであって、かつ、当該参加者が、 当該新株予約権付社債に係る新株予約権を行 使し、新たに交付される株式を不特定多数の 者に売却することを目的としているもののう ち、機構が規則で定める要件をすべて満たす
- (5)証券取引所に上場されている投資信託及び 投資法人に関する法律(昭和26年法律第1 98号) に規定する投資証券
- (6) 証券取引所に上場されている協同組織金融 機関の優先出資に関する法律(平成5年法律 第44号。以下「協同組織金融機関優先出資 法」という。) に規定する優先出資証券(以 下「協同組織金融機関の優先出資証券」とい

という。)

(7) 金融商品取引所に上場されている投資信託 及び投資法人に関する法律に規定する受益証 券(以下「受益証券」という。)

(参加者の範囲)

- 第14条 次に掲げる者は、規則で定めるところ により、機構に対し、法第6条第1項に規定す る口座の開設を申請することができる。
 - (1) 金融商品取引法第2条第9項に規定する金 融商品取引業者(同法第28条第1項に規定 する第一種金融商品取引業を行う者に限る。) (削る)
- (2) 金融商品取引法第2条第30項に規定する 証券金融会社(以下「証券金融会社」という。) $(3) \sim (13)$
- (14) 投資信託及び投資法人に関する法律第2 条第13項に規定する登録投資法人

(15) (略)

(預託前株券等の取扱い)

- 第41条 機構は、機構の行う保管振替業において 第41条 機構は、機構の行う保管振替業において 取り扱う予定の株券の円滑な流通に資するため、 準備株券(効力発生日以後株券として発行される 予定のもので、会社法第216条に規定する事項 を記載したものをいう。以下同じ。) 及び株券(以 下これらの準備株券及び株券を併せて「預託前株 券等」という。) のうち、次に掲げるものを取り 扱う。
 - (1) 金融商品取引所に上場が予定される株券に つき、金融商品取引法第5条に基づく有価証 券届出書による届出が同法第8条第1項によ りその効力を生じた後、会社が上場日(追加 上場される日を含む。以下同じ。)の前に行 う募集(同法第2条第3項に規定する「有価 証券の募集」をいう。以下同じ。) に係る準 備株券
 - (2) 金融商品取引所に上場が予定される株券に つき、金融商品取引法第5条に基づく有価証 券届出書による届出が同法第8条第1項によ りその効力を生じた後、会社が上場日の前に 行う売出し(同法第2条第4項に規定する「有 価証券の売出し」をいう。以下同じ。) に係 る株券
 - (3) 金融商品取引所に上場されている株券の発

う。)

(7) 証券取引所に上場されている投資信託及び 投資法人に関する法律に規定する受益証券 (以下「受益証券」という。)

(参加者の範囲)

- 第14条 次に掲げる者は、規則で定めるところ により、機構に対し、法第6条第1項に規定す る口座の開設を申請することができる。
 - (1) 証券取引法(昭和23年法律第25号)第 2条第9項に規定する証券会社
 - (2) 外国証券業者に関する法律(昭和46年 法律第5号) 第2条第2号に規定する外国証
- (3) 証券取引法第2条第32項に規定する証 券金融会社(以下「証券金融会社」という。)
- $(4) \sim (14)$ (略)
- (15) 投資信託及び投資法人に関する法律第 2条第20項に規定する登録投資法人

(16) (略)

(預託前株券等の取扱い)

- 取り扱う予定の株券の円滑な流通に資するため、 準備株券(効力発生日以後株券として発行される 予定のもので、会社法第216条に規定する事項 を記載したものをいう。以下同じ。)及び株券(以 下これらの準備株券及び株券を併せて「預託前株 券等」という。) のうち、次に掲げるものを取り 扱う。
- (1)証券取引所に上場が予定される株券につ き、証券取引法第5条に基づく有価証券届出 書による届出が同法第8条第1項によりその 効力を生じた後、会社が上場日(追加上場さ れる日を含む。以下同じ。) の前に行う募集 (同法第2条第3項に規定する「有価証券の 募集」をいう。以下同じ。)に係る準備株券
- (2) 証券取引所に上場が予定される株券につ き、証券取引法第5条に基づく有価証券届出 書による届出が同法第8条第1項によりその 効力を生じた後、会社が上場日の前に行う売 出し(同法第2条第4項に規定する「有価証 券の売出し」をいう。以下同じ。)に係る株
- (3) 証券取引所に上場されている株券の発行者

行者が行う募集に係る準備株券及び当該募集 と併せて行う売出しに係る株券につき、金融 商品取引法第5条に基づく有価証券届出書に よる届出が同法第8条第1項によりその効力 を生じた後、会社が上場日の前に行う募集に 係る準備株券及び売出しに係る株券

- (4) 金融商品取引所に上場されている株券の発 行者が行う株式無償割当てにより交付する株 式に係る準備株券
- (5) 金融商品取引所に上場されている株券の発 行者が行う全部取得条項付種類株式の取得に より対価として交付する異なる種類の株式に 係る準備株券
- 2 前項第1号から第3号までの規定は、外国にお ける募集又は売出しについて、それぞれ準用す る。この場合において、同項各号中「金融商品取 引法第5条に基づく有価証券届出書による届出 が同法第8条第1項によりその効力を生じた後」 とあるのは「金融商品取引法第24条の5第4項 に基づく臨時報告書の提出が行われた後」と読み 替えるものとする。

(預託前株券等の保管に関する取扱いの廃止)

第43条 機構は、前条第1項の規定により会社か ら受領した預託前株券等につき、金融商品取引所 への上場が中止された場合は、当該預託前株券等 を機構の行う保管振替業において取り扱わない。

(略) 2

(準備株券の保管に関する取扱い)

第49条 機構は、保険業を営む相互会社(以下「保 険相互会社」という。)が保険業法第85条の規 定により株式会社に組織変更することにより発 行する株券がその変更と同時に金融商品取引所 に上場されることとなる場合は、上場日の3営業 日前の日に、当該株券のうち上場日において当該 組織変更により株式の割当てを受けた株主(当該 保険相互会社から機構に当該割当てに係る株券 を引渡すことをもって株券を受領すること並び に当該株券を第51条に規定する指定参加者に 預託すること及び当該指定参加者が当該株券を 機構に預託することにつき、あらかじめ同意した 者であって当該保険相互会社から機構に通知さ れた株式数に係るものに限る。) のために保管し、 預託を受けることとなるものの準備株券を、当該 保険相互会社(株主名簿管理人を置く場合は、当

が行う募集に係る準備株券及び当該募集と併 せて行う売出しに係る株券につき、証券取引 法第5条に基づく有価証券届出書による届出 が同法第8条第1項によりその効力を生じた 後、会社が上場日の前に行う募集に係る準備 株券及び売出しに係る株券

- (4)証券取引所に上場されている株券の発行者 が行う株式無償割当てにより交付する株式に 係る準備株券
- (5)証券取引所に上場されている株券の発行者 が行う全部取得条項付種類株式の取得により 対価として交付する異なる種類の株式に係る 準備株券
- 2 前項第1号から第3号までの規定は、外国にお ける募集又は売出しについて、それぞれ準用す る。この場合において、同項各号中「証券取引法 第5条に基づく有価証券届出書による届出が同 法第8条第1項によりその効力を生じた後」とあ るのは「証券取引法第24条の5第4項に基づく 臨時報告書の提出が行われた後」と読み替えるも のとする。

(預託前株券等の保管に関する取扱いの廃止)

第43条 機構は、前条第1項の規定により会社 から受領した預託前株券等につき、証券取引所 への上場が中止された場合は、当該預託前株券 等を機構の行う保管振替業において取り扱わな

(略)

(準備株券の保管に関する取扱い)

第49条 機構は、保険業を営む相互会社(以下「保 険相互会社」という。)が保険業法第85条の規 定により株式会社に組織変更することにより発 行する株券がその変更と同時に証券取引所に上 場されることとなる場合は、上場日の3営業日前 の日に、当該株券のうち上場日において当該組織 変更により株式の割当てを受けた株主(当該保険 相互会社から機構に当該割当てに係る株券を引 渡すことをもって株券を受領すること並びに当 該株券を第51条に規定する指定参加者に預託 すること及び当該指定参加者が当該株券を機構 に預託することにつき、あらかじめ同意した者で あって当該保険相互会社から機構に通知された 株式数に係るものに限る。) のために保管し、預 託を受けることとなるものの準備株券を、当該保 険相互会社(株主名簿管理人を置く場合は、当該 新

該株主名簿管理人。以下この目において同じ。) から一括して受領し、保管する。

2 (略)

(準備株券の保管に関する取扱いの廃止)

第50条 機構は、前条第1項の規定により保険 相互会社から受領した準備株券につき、<u>金融商</u> <u>品取引所</u>への上場が中止された場合は、当該準 備株券を機構の行う保管振替業において取り扱 わない。

2 (略)

(<u>指定金融商品取引清算機関</u>からの振替請求に基づく参加者口座簿の記載等)

- 第69条 機構は、参加者のうち指定金融商品取引 清算機関(金融商品取引清算機関(金融商品取引 法第2条第29項に規定する金融商品取引清算 機関をいう。) のうち、規則で指定する者をいう。 以下同じ。) が対象取引(金融商品債務引受業(同 法第2条第28項に規定する金融商品債務引受 業をいい、当該指定金融商品取引清算機関が同法 第156条の6第1項の業務を行う場合にあっ ては、同法第156条の3第1項第6号に規定す る金融商品債務引受業等をいう。以下同じ。)の 対象とする債務の起因となる取引であって、当該 指定金融商品取引清算機関がその業務方法書に おいて定めるものをいう。)の決済に係る株券の 授受のための振替の請求を、清算参加者(当該指 定金融商品取引清算機関の業務方法書の定める ところにより、当該指定金融商品取引清算機関が 行う金融商品債務引受業の相手方となるための 資格を有する者をいう。)であって株券の渡方の 参加者に代わって当該指定金融商品取引清算機 関から受けた場合は、当該指定金融商品取引清算 機関が指定した振替をする日に、参加者口座簿に 当該振替に係る所要の記載をする。
- 2 機構は、前項の記載をした場合は、規則で定めるところにより、振替の請求をした<u>指定金融商品取引清算機関</u>及び前項の参加者に振替済みの通知をする。

ĺΗ

株主名簿管理人。以下この目において同じ。)から一括して受領し、保管する。

2 (略)

(準備株券の保管に関する取扱いの廃止)

第50条 機構は、前条第1項の規定により保険 相互会社から受領した準備株券につき、<u>証券取</u> <u>引所</u>への上場が中止された場合は、当該準備株 券を機構の行う保管振替業において取り扱わな い。

2 (略)

(<u>指定証券取引清算機関</u>からの振替請求に基づく 参加者口座簿の記載等)

- 第69条 機構は、参加者のうち指定証券取引清算 機関(証券取引清算機関(証券取引法第2条第3 1項に規定する証券取引清算機関をいう。) のう ち、規則で指定する者をいう。以下同じ。) が対 象取引(有価証券債務引受業(同法第2条第30 項に規定する有価証券債務引受業をいい、当該指 定証券取引清算機関が同法第156条の6第1 項の業務を行う場合にあっては、同法第156条 の3第1項第6号に規定する有価証券債務引受 業等をいう。以下同じ。) の対象とする債務の起 因となる取引であって、当該指定証券取引清算機 関がその業務方法書において定めるものをい う。) の決済に係る株券の授受のための振替の請 求を、清算参加者(当該指定証券取引清算機関の 業務方法書の定めるところにより、当該指定証券 取引清算機関が行う有価証券債務引受業の相手 方となるための資格を有する者をいう。) であっ て株券の渡方の参加者に代わって当該指定証券 取引清算機関から受けた場合は、当該指定証券取 引清算機関が指定した振替をする日に、参加者口 座簿に当該振替に係る所要の記載をする。
- 2 機構は、前項の記載をした場合は、規則で定めるところにより、振替の請求をした<u>指定証券取引</u> 清算機関及び前項の参加者に振替済みの通知を する。

新

(新株予約権付社債の承継に伴う取扱い)

第88条の3 機構は、存続会社、新設会社、完 全親会社又は承継会社(以下この条において「存 続会社等」という。)が合併、会社分割、株式 交換及び株式移転に際し、消滅会社、完全子会 社又は分割会社(以下この条において「消滅会 社等」という。) の発行する新株予約権付社債 に係る債務を承継する場合には、預託されてい る消滅会社等の新株予約権付社債券(以下「承 継新株予約権付社債券」という。)の提出及び 存続会社等の準備新株予約権付社債券(会社法 第749条第1項第6号、第758条第7号若 しくは第768条第1項第6号に規定する効力 発生日又は第754条第1項、第764条第1 項若しくは第774条第1項に規定する日(以 下この条において「効力発生日等」という。) 以後に交付されるもので、同法第292条第1 項に規定する事項を記載したものをいう。以下 この条において同じ。) の受領を行うものとす る。

 $2 \sim 6$ (略)

(預託、口座振替及び交付)

第89条 参加者は、第9条第2号及び第3号に 規定する新株予約権付社債券の預託及び交付又 は口座振替の請求については、金融商品取引所 が定める売買単位の整数倍により行う。

2 (略)

(取得条項付新株予約権付社債の全部取得)

第92条の3 機構は、会社が取得条項付新株予 約権付社債を全部取得し、対価として新たに当 該会社の株式を交付する場合には、会社に対す る預託新株予約権付社債券の提出、新たに交付 される株式の株主となるべき者の通知及び新た に交付される株式に係る株券の受領を行うもの とする。

 $2 \sim 8$ (略)

ΙĦ

(新株予約権付社債の承継に伴う取扱い)

第88条の3 機構は、存続会社、新設会社、完 全親会社又は承継会社(以下この条において「存 続会社等」という。)が合併、会社分割、株式 交換及び株式移転に際し、消滅会社、完全子会 社又は分割会社(以下この条において「消滅会 社等」という。) の発行する新株予約権付社債 に係る債務を承継する場合には、参加者及び顧 客からの委任に基づき、預託されている消滅会 社等の新株予約権付社債券(以下「承継新株予 約権付社債券」という。) の提出及び存続会社 等の準備新株予約権付社債券(会社法第749 条第1項第6号、第758条第7号若しくは第 768条第1項第6号に規定する効力発生日又 は第754条第1項、第764条第1項若しく は第774条第1項に規定する日(以下この条 において「効力発生日等」という。) 以後に交 付されるもので、同法第292条第1項に規定 する事項を記載したものをいう。以下この条に おいて同じ。) の受領を行うものとする。

 $2 \sim 6$ (略)

(預託、口座振替及び交付)

第89条 参加者は、第9条第2号及び第3号に 規定する新株予約権付社債券の預託及び交付又 は口座振替の請求については、<u>証券取引所</u>が定 める売買単位の整数倍により行う。

2 (略)

(取得条項付新株予約権付社債の全部取得)

第92条の3 機構は、会社が取得条項付新株予 約権付社債を全部取得し、対価として新たに当 該会社の株式を交付する場合には、<u>参加者及び</u> <u>顧客からの委任に基づき、</u>会社に対する預託新 株予約権付社債券の提出、新たに交付される株 式の株主となるべき者の通知及び新たに交付さ れる株式に係る株券の受領を行うものとする。

 $2 \sim 8$ (略)

2. 附則

この改正規定は、証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)の施行の日(平成19年9月30日)から施行する。

以 上